



第73号 2026年6月



自転車に交通反則通告制度「青切符」の適用が開始されました！

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。この時に発行される交通反則通告書が「青切符」と呼ばれています。

対象年齢は 16 歳以上の運転者です

違反項目の例



無灯火



スマホを見ながら走行

事故を起こした場合には、より重い「赤切符」の対象となります。

青切符と異なり、刑事手続きが必要となり、罰金を納めても前科がつきます。



(警察庁 特設サイト)

この他にも様々な違反行為や決まりがあります。こちらのQRコードから自転車の交通安全について確認できますので、ぜひご覧ください。そして安全運転を心がけましょう！

戸田市社会福祉協議会は法人化50周年を迎えます！

戸田市社会福祉協議会は、令和8年11月に法人化50周年を迎えます。本会が委託したデザイナーさんより提案のあった候補作から、本会ボランティアセンター連絡会の皆さまに投票していただき、50周年記念ロゴマークが決定しました。“50”の「ゼロの輪」の中に本会マスコットキャラクター「トッピー」を取り込み、節目の年をトッピーと一緒に祝うデザインとなっています。トッピーのハート型の頭部を見せることで、トッピーらしい愛らしさと親しみを強調しています。



事務所のアドレスが
新しくなりました！

メールでの派遣申請について

FAX をお持ちでない方、来所が難しい方はメールでも派遣申請ができます。

todayahaken@gmail.com (*を@に変えて送信してください。)

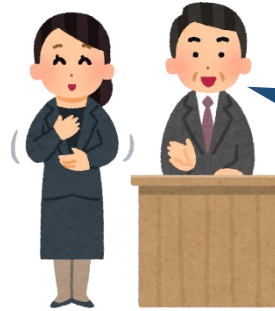
1. 名前
2. 住所
3. 派遣依頼日時
4. 派遣場所
5. 内容
6. 待ち合わせ時間・場所

1～6をご記入の上、ご連絡ください。内容を確認し、返信いたします。



令和8年度手話通訳者派遣事務所の体制について

昨年度の3月に戸田市登録手話通訳者試験を実施した結果、2名が合格し、新たに登録手話通訳者となりました。4月からは専任手話通訳者が2名、登録手話通訳者が15名の計17名の手話通訳者が活動しております。今後とも戸田市手話通訳者派遣事務所をよろしくお願いいたします。



今年度もよろしく
お願いいたします。

令和8年度手話通訳者派遣実績



		生活	医療	就労	教育	行事	その他	合計
4月	(件)	15	20	1	3	7	0	46
	(人)	17	20	2	6	16	0	61
5月	(件)	15	17	0	1	14	0	47
	(人)	15	17	0	1	29	0	62

平日8時30分～17時15分まで専任手話通訳者が常駐しています。
場合によっては席を外していることもありますので、予めご了承ください。
派遣について、手話の学習についてなど分からないことがありましたら、
お気軽にお問い合わせください。

〒335-0015 戸田市川岸2-4-8
(心身障害者福祉センター内)

電話：048-445-1828
FAX：048-441-5031